

空き店舗等への新規出店を支援します

(四日市市空き店舗等活用支援事業補助金の概要)

<対象事業>

①郊外団地住宅の空き家、空き店舗

対象となる郊外団地⇒裏面へ

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業

●地域活動に参加し、3年以上営業を継続する意思のある方が対象になります。

②商店街内の空き店舗 / ③商店街内の空き店舗、既存店舗の全部又は一部

対象となる商店街⇒裏面へ

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業、情報通信業※、学術研究、専門・技術サービス業のほか、商店街の集客等に資するもの

※ 情報サービス業およびインターネット附随サービス業は対象になりません

②の対象者→事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動し、3年以上営業を継続する意思のある方が対象になります。

また、飲食サービス業については、諏訪栄町は対象外となります。

③の対象者→商店街組織、商店街組織で設立された団体又は四日市エリアプラットフォームであり、3年以上事業を継続する意思のあるものが対象となります。

④地区空き家等活用計画を定めた地区

対象⇒小山田地区、水沢地区

小売業、飲食サービス業（都市計画※に基づく許可がおりたもの）

●地域活動に参加し、3年以上営業を継続する意思のある方が対象になります。

※地区空き家等活用計画については都市計画課(059-354-8214)、都市計画に基づく許可については開発審査課(059-354-8196)にお問い合わせください。

- 1: 空き店舗とは、営業を休止してから概ね1カ月以上が経過し、道路に面した店舗(1階部分)を指します。
- 2: 郊外住宅団地の空き店舗等とは、空き家(住宅)の1階部分も対象としています。
- 3: いずれの場合も、風営法に定める風俗営業に該当する場合は対象となりません。

<支援内容>

(①②④の場合)

■出店1年目： 店舗の改装費、維持費（光熱水費）、広告宣伝費の1/2以内；最大5.0万円

（商店街、郊外住宅団地の小売業については3/4以内；最大150万円）

■出店2年目： 店舗の維持費（光熱水費）、広告宣伝費の1/2以内；最大2.0万円

(③の場合)

■出店1年目から3年目

店舗の改装費、維持費（光熱水費）、広告宣伝費、賃料及び消耗品費（食糧費及び食材費は除く）の1/2以内；最大5.0万円

※空き店舗・空き家の改修に関する許可や、営業許可等については、各自、補助金の申請前にご確認をお願いします。

※出店可能地域については、商業労政課に事前に相談してください。

◆対象となる郊外住宅団地（27団地）

団地名	所在地	団地名	所在地
高花平	高花平1～5丁目	三重	三重1～9丁目
あさけが丘	あさけが丘1～3丁目	大谷台	大谷台1～2丁目
笹川	笹川1～9丁目	三滝台	三滝台1～4丁目
坂部が丘	坂部が丘1～5丁目	美里ヶ丘	生桑町の一部（生桑町美里が丘） 尾平町の一部（尾平町美里ヶ丘）
平津	平津新町	あがたが丘	あがたが丘1～3丁目
生桑台	生桑町の一部（生桑台）	かわしま園	川島町西広、山神谷、犬吠の一部（かわしま園）
北永台	広永町の一部（北永台）	あかつき台	あかつき台1～6丁目
大沢台	山之一色町の一部（大沢台）	みゆきが丘	みゆきが丘1～2丁目
松ヶ丘	青葉町	波木が丘	波木が丘町
東垂坂	東垂坂町	けやき台	小生町
青葉台	松本四丁目	高見台	高見台1～2丁目
小杉新町	小杉新町	陽光台	浮橋1～2丁目、南松本町
桜台	桜台1～3丁目	桜花台	桜花台1～2丁目
桜ヶ丘	桜町の一部（桜ヶ丘）		

◆対象商店街（四日市商店連合会に加盟して活動を行う18商店街組織）

発展会・商店会名			
1	四日市一番街商店街振興組合	10	諏訪公園通り発展会
2	四日市諏訪商店街振興組合	11	すずらん通り発展会
3	表参道スワマエ発展会	12	グリーンモール発展会
4	1号線商店街	13	スワ栄発展会
5	諏訪新道発展会	14	四日市本町通り商店街振興組合
6	呉服町発展会	15	四日市駅西発展会
7	四日市諏訪西商店街振興組合	16	笹川中央商店街
8	2番街発展会	17	富田中央通り商店会
9	3番街発展会	18	近鉄富田駅前通り商店会

【お問い合わせ先】

四日市市役所 商工農水部 商業労政課 商業・サービス産業振興係（市役所7階）
〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号
(TEL) 059-354-8175 (FAX) 059-354-8307
(e-mail) syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp



※**店舗の改装等事業を開始する前に申請が必要です。**
※**令和8年3月31日までに改装等対象事業及び支払いが完了し、市に実績報告を提出できる事業が対象です。**